

水際域及び水上域における移動体等に関する研究協力協定

防衛装備庁（以下「甲」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所海上技術安全研究所（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下「丙」という。）は、次の各条によって、研究協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国における前記各権利に相当する権利

イ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び品種登録を受ける地位並びに外国における前記各権利に相当する権利

ウ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利

エ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第11条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

（2） 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては採択、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

（3） 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権及びプログラム等の著作権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願をいう。

（4） 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為及び著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

（5） 「それぞれの規則」とは、甲においては、「職務発明に関する訓令」昭和39年防衛庁訓令第46号、「防衛省所管国有特許権等の管理に関する訓令」昭和40年防衛庁訓令第2号をいう。乙においては、「国立研究開発法人海上技術安全研究所共同研究取扱規程」平成13年研究所規程第53号及び「国立研究開発法人海上技術安全研究所共同研究並びに委託研究、受託研究及び請負研究に係る発明等取扱規程」平成13年研究所規程第57号をいう。丙においては、「港湾空港技術研究所共同研究取扱規則」平成13年研究所規則第32号をいう。

(研究課題、目的及び内容)

第2条 甲、乙及び丙は、次の研究協力（以下「本研究協力」という。）を実施する。

研究協力の目的

甲、乙及び丙の水際域及び水上域の移動体等の民生及び防衛用途に活用できる技術に関する研究開発の効率化を図る。

研究協力の内容

- (1) 水際域及び水上域での水陸両用車等に作用する波浪を含む流体力の計算手法に関して技術情報交換及び意見交換等を実施する。
- (2) 水際域及び水上域での水陸両用車等の車両挙動の性能予測・評価手法に関して技術情報交換及び意見交換等を実施する。
- (3) 流体解析と機構解析の相互連成手法に関する技術情報に関して技術情報交換及び意見交換等を実施する。
- (4) 災害時に港湾が被災した状況において船舶輸送された救援物資を陸揚げする機能の実現性に関する技術情報交換及び意見交換等を実施する。
- (5) 水際域及び水上域における浮体構造物に関する波浪力・浮体動揺量の高精度な予測のための実験的・解析的手法に関する技術情報交換及び意見交換等を実施する。
- (6) 水際域における海底地形の影響を考慮した波浪に関する実験的・解析的手法に関する技術情報交換及び意見交換等を実施する。
- (7) 上記にかかる共同プロジェクトを模索する。

(実施場所)

第3条 本研究協力の実施場所は、次のとおりとする。

甲 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54

防衛装備庁陸上装備研究所

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁

乙 東京都三鷹市新川6丁目38-1

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

海上技術安全研究所

丙 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

港湾空港技術研究所

2 本研究協力の実施に関して、前項に掲げる場所以外で実施する必要がある場合には、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めることができるものとする。

(実施期間)

第4条 本研究協力の実施期間は、本協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、

甲、乙及び丙が別途協議して合意の上、この期間を更新することができるものとする。

(研究担当者)

第5条 甲、乙及び丙は、それぞれ別表に掲げる者を研究担当者として本研究協力に参加させる。

2 甲、乙及び丙は、前項に規定する研究担当者のうち、各1名以上を研究代表者として指名する。

3 甲、乙及び丙は、自己に所属する者を新たに研究担当者として参加させようとする場合は、あらかじめ他の当事者に書面により同意を得るものとする。その他、研究担当者に変動があったときは、速やかに他の当事者に書面により通知する。

(技術情報等の提供)

第6条 甲、乙及び丙は、本研究協力を円滑に行うために、次の技術連絡会を設置し、及び本研究協力の推進に関することを取り決め、ならびに本研究協力によって得られた技術情報及び知見、又は自己の保有する技術情報及び知見（以下「技術情報等」という。）を必要な範囲で相互に交換する。ただし、第三者との取り決めによって秘密保持義務を負っているものについてはこの限りではない。

(1) 技術連絡会の構成

甲 議長 防衛装備庁陸上装備研究所機動技術研究部長

防衛装備庁長官官房装備開発官（陸上装備担当）

構成員 第5条第1項で定める研究担当者及び議長が指名する者

乙 議長 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所海上技術安全研究所
海洋開発系長

構成員 第5条第1項で定める研究担当者及び議長が指名する者

丙 議長 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所
沿岸水工研究領域長

構成員 第5条第1項で定める研究担当者及び議長が指名する者

(2) 議長が指名する技術連絡会の構成員

議長は、第5条第1項で定める研究担当者以外の者を技術連絡会の構成員とする場合、事前に他の当事者の議長の同意を得ることとする。

(3) 技術連絡会の役割

ア 本研究協力に関する進捗状況の把握

イ 本研究協力に関する情報交換

(4) 議長の役割

議長は、技術連絡会の実施に係る細部事項を定めることができる。

(契約の締結)

第7条 本協定で規定する研究の内容に関して、その実施に際して直接的な経費が発生する場合には、別途、契約を締結して、実施するものとする。

(知的財産権の出願等)

第8条 甲、乙及び丙は、自己に所属する研究担当者が本研究協力の実施に伴い発明等（ただし、第11条の対象となるものを除く。以下、本条において同じ。）を得た場合は、速やかに他の当事者に通知し、単独でなした発明等か共同でなした発明等かについて、並びに当該発明等に

係る知的財産権の持分及び出願等の可否について協議するものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、自己に所属する研究担当者に帰属する本研究協力の実施により得られた発明等に係る知的財産権について、それぞれの規則、契約その他の定めにおいてあらかじめ当該発明等をした研究担当者の使用者に特許を受ける権利を取得させることを定めている場合を除き、関連する法令及びそれぞれの規則等に基づき、当該発明等を得た研究担当者から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。
- 3 本研究協力の実施により共同で得られる発明等に係る知的財産権の甲、乙又は丙に所属する研究担当者の持分は、前項に従うものとし、甲、乙及び丙は、そのために必要な内部的措置を講じるものとする。甲、乙及び丙が当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係るそれぞれの持分を協議して定めた上で、別途締結する協定（以下「共同出願等協定」という。）に従って共同して出願等を行うものとする。ただし、甲、乙又は丙が自己に所属する研究担当者から当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しないときは、他の当事者にその旨を通知するものとし、出願等について別途協議するものとする。
- 4 本研究協力実施の結果、甲、乙又は丙のいずれかに所属する研究担当者のみが発明等を行ったときは、当該発明等は第2項に従って当該研究担当者の所属する当事者に単独で帰属するものとする。この場合において、当該当事者は、当該発明等に関して知的財産権の出願等を行おうとするときは、当該発明等が当該当事者の研究担当者のみで行った発明であることについて、あらかじめ他の当事者の確認を得るものとする。

（知的財産権の維持管理等）

第9条 前条第3項の規定により甲、乙及び丙とが共有することとなった知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）の出願、権利化及び維持管理等の方法並びにこれらに係る費用負担については、共同出願等協定に定めるものとする。

- 2 前条第4項の規定により甲、乙又は丙のいずれかが単独で所有することとなった知的財産権の出願、権利化及び維持管理等については、当該当事者の自己の判断及び費用負担により行うことができるものとし、出願を行ったときは他の当事者に対して、当該出願の書誌的事項について書面にて通知するものとする。ただし、当該知的財産権を放棄する場合、放棄する旨を他の当事者に通知するものとする。なお、この通知を受けた他の当事者は、当該知的財産権の取り扱いについて協議を求めることができるものとする。

（知的財産権の実施等）

第10条 共有知的財産権の実施、第三者に対する実施許諾等については、関連する法令及びそれぞれの規則等に基づく、甲、乙及び丙の協議の上、別途協定を定めるものとする。

（ノウハウの特定）

- 第11条 甲、乙及び丙は、本研究協力の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする。
- 2 前項に従って特定されたノウハウは、他の当事者の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。ノウハウを秘匿すべき期間は、甲、乙及び丙で協議の上、個別に定めるものとする。ただし、甲、乙及び丙で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(回路配置利用権・著作権・ノウハウ)

第12条 本研究協力の実施に当たり、新たに生み出された回路配置利用権、新たに生み出されたプログラム又はデータベースの著作物に係る著作権(以下「プログラム等の著作権」という。)及びノウハウについては、第8条の規定を準用するものとする。

2 前項に規定するプログラム等の著作権及びノウハウの実施、実施許諾等については、第10条の規定を準用するものとする。

(研究成果の発表)

第13条 甲、乙及び丙は、甲、乙及び丙の共有に係る本研究協力の成果を外部に発表しようとする場合には、発表の内容、時期等について、他の当事者の書面による事前の承諾を得るものとする。ただし、甲、乙又は丙は、正当な理由なくその承諾を拒んではならないものとする。

2 前項の有効期間は、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。ただし、甲、乙及び丙で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に係る秘密保持)

第14条 甲、乙及び丙の職員等は、本研究協力の履行の際に得た知識のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報に相当するもの又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年十二月五日法律第百四十号)第五条に規定する不開示情報に相当するものを、第三者に漏らしてはならない。

(不正競争防止法に係る秘密保持)

第15条 甲、乙及び丙は、本協定の各条項及び本研究協力の実施に当たり、他の当事者より開示又は提供を受け若しくは知り得た技術上及び営業上の有用な情報について、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第6項に規定する営業秘密(以下「秘密情報」という。)として、本協定第9条第1項の規定を準用して管理し、他の当事者の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 他の当事者から開示された情報によらずに独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

2 甲、乙及び丙は、司法上の要請、要求若しくは命令により秘密情報を開示することができる。ただし、係る要請、要求又は命令について、速やかに他の当事者に通知するものとする。

3 甲、乙及び丙は、本研究協力の実施に必要な範囲で自己の職員等のみに他の当事者の秘密情報を開示し、当該職員等に対して、本研究協力の従事を離れた後も含めて他の当事者の秘密情報を保持する義務を負わせる。

4 甲、乙及び丙は、他の当事者の秘密情報を本研究協力以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に他の当事者の同意を得た場合はこの限りではない。

- 5 前3項の有効期間は、甲、乙及び丙で協議の上、個別に定めるものとする。ただし、甲、乙及び丙で協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、第4条に定める期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条から第10条まで並びに第12条、13条及び15条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで、その効力を存続するものとする。

(協定の解除)

第17条 甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当し、是正されないときは、本協定を解除することができる。

- (1) 他の当事者が、本協定の履行に関し、不正又は不当の行為をした場合
- (2) 他の当事者が、本協定内容に違反した場合

(譲渡禁止)

第18条 甲、乙及び丙は、共有知的財産権の持分も含め、本協定に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を、他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第19条 甲、乙又は丙は、本協定に関連して、他の当事者の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、その責めに帰すべき当事者に対し、損害の賠償を請求することができる。

(協議事項)

第20条 本協定に定めのない事項及び本協定に関する疑義が生じた場合、甲、乙及び丙は誠意を持って協議し解決を図るものとする。

- 2 本協定の内容を変更しようとする場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙及び丙で記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月7日

甲 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54
防衛装備庁陸上装備研究所

所 長

志村 明彦 印



東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁

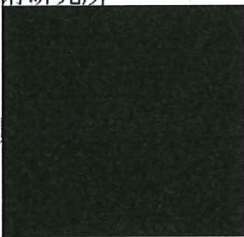
長官官房装備官（陸上担当） 叶 謙二 印



乙 東京都三鷹市新川6丁目38-1
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所

所 長

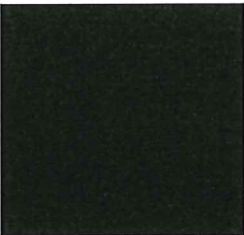
安部 昭



丙 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所

所 長

河合 弘



別表 (第5条関係)

	所属部署・職名 (◎は研究代表者)		
甲	防衛装備庁		
	陸上装備研究所		
	機動技術部		
	機動力評価研究室	室長 (◎)	
	〃	主任研究官	
	〃	研究員	
	障害構成・啓開研究室	室長 (◎)	
	〃	主任研究官	
	〃	研究員	
	長官官房装備開発官 (陸上装備担当) 付		
	第2開発室	室長 (◎)	
	〃	主任研究官	
乙	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所		
	海上技術安全研究所		
	海洋開発系 海洋システム研究グループ	グループ長 (◎)	
	海洋開発系 上席研究員		
丙	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所		
	港湾空港技術研究所		
	沿岸水工研究領域 耐波研究グループ	グループ長 (◎)	
	沿岸水工研究領域 波浪研究グループ	グループ長	
	海洋利用研究領域 海洋利用研究グループ	グループ長	
	地盤研究領域 動土質研究グループ	グループ長	